

広島県告示第二百二十四号

平成十五年広島県告示第千三百七十三号（広島県港湾施設管理条例別表第一地方港湾の表の規定に基づく待合所の使用料の額）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月十八日から施行する。

平成二十五年三月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表に次のように加える。

厳島港	宮島三号棧橋待合所	一、九三〇円
-----	-----------	--------